

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条・第3条関係）				別表第1（第2条・第3条関係）			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1 ） 70の 3	…略…	…略…	……略……	1 ） 70の 3	…略…	…略…	……略……
71	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又は <u>イの(ア)</u> に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額） （申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審	71	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合において、一户建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)、 <u>イの(ア)又はウの(ア)</u> に掲げる額、一户建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基

	の申請 に対する 審査	査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに 18 の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 基について 35 の 4 又は 35 の 5 の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当する額を加えた額) (1) 住宅を新築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 申請に併せて<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 5 項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</u> (ア) 100 平方メートル以内のもの 7,100 円 (イ) ……略…… (ウ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの		の申請 に対する 審査	準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに 18 の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 基について 35 の 4 又は 35 の 5 の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当する額を加えた額) <u>を、当該建築物における認定申請戸数で除した額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u> (1) 住宅を新築しようとする場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 申請に併せて東京都知事が指定する者が作成した<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に適合していることを示す書類</u>が提出された場合 (ア) 100 平方メートル以内のもの 7,200 円 (イ) ……略…… (ウ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの
--	-------------------	--	--	-------------------	---

			(エ)略..... <u>22,000 円</u> (オ) 2,500 平方メートルを超え、 5,000 平方メートル以内のもの <u>57,000 円</u> (カ) 5,000 平方メートルを超え、 10,000 平方メートル以内のもの <u>94,000 円</u> (キ) 10,000 平方メートルを超え、 20,000 平方メートル以内のもの <u>161,000 円</u> (ク) 20,000 平方メートルを超え、 30,000 平方メートル以内のもの <u>190,000 円</u> (ケ) 30,000 平方メートルを超えるもの <u>203,000 円</u>				(エ)略..... <u>23,000 円</u> (オ) 2,500 平方メートルを超え、 5,000 平方メートル以内のもの <u>61,000 円</u> (カ) 5,000 平方メートルを超え、 10,000 平方メートル以内のもの <u>104,000 円</u> (キ) 10,000 平方メートルを超え、 20,000 平方メートル以内のもの <u>172,000 円</u> (ク) 20,000 平方メートルを超え、 30,000 平方メートル以内のもの <u>216,000 円</u> (ケ) 30,000 平方メートルを超えるもの <u>234,000 円</u> イ 申請に併せて住宅の品質確保の 促進等に関する法律（平成 11 年法 律第 81 号）第 6 条第 1 項に規定す る設計住宅性能評価書（同法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価 に係る部分について長期優良住宅 の普及の促進に関する法律第 6 条
--	--	--	---	--	--	--	---

								第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合 (ア) 100平方メートル以内のもの 16,000円 (イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 57,000円 (ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 92,000円 (エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの 172,000円 (オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 295,000円 (カ) 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 455,000円 (キ) 10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの
--	--	--	--	--	--	--	--	--

							もの	828,000 円
							(ク) 20,000 平方メートルを超え、30,000 平方メートル以内のもの	
							もの	1,132,000 円
							(ケ) 30,000 平方メートルを超えるもの	
								1,373,000 円
							イ ア以外の場合	
							(ア) 100 平方メートル以内のもの	52,000 円
							(イ) 100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	122,000 円
							(ウ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	196,000 円
							(エ) 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの	386,000 円
							(オ) 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	691,000 円
							(カ) 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	
							ウ ア及びイ以外の場合	
							(ア) 100 平方メートル以内のもの	47,000 円
							(イ) 100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの	109,000 円
							(ウ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの	175,000 円
							(エ) 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの	345,000 円
							(オ) 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの	617,000 円
							(カ) 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの	

			<u>1,188,000 円</u> (キ) 10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの <u>2,198,000 円</u> (ク) 20,000 平方メートルを超え、30,000 平方メートル以内のもの <u>3,140,000 円</u> (ケ) 30,000 平方メートルを超えるもの <u>3,847,000 円</u> (2) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分並びに当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 申請に併せて(1)のアに掲げる書類が提出された場合 (ア)～(エ) ……略…… (オ) 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの <u>85,000 円</u> (カ) 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの <u>140,000 円</u>				<u>1,062,000 円</u> (キ) 10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの <u>1,964,000 円</u> (ク) 20,000 平方メートルを超え、30,000 平方メートル以内のもの <u>2,809,000 円</u> (ケ) 30,000 平方メートルを超えるもの <u>3,443,000 円</u> (2) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次のア及びイに掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額 ア 申請に併せて(1)のアに掲げる書類が提出された場合 (ア)～(エ) ……略…… (オ) 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの <u>88,000 円</u> (カ) 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの <u>151,000 円</u>
--	--	--	---	--	--	--	--

			(キ) 10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの <u>242,000 円</u> (ク) 20,000 平方メートルを超え、30,000 平方メートル以内のもの <u>284,000 円</u> (ケ) 30,000 平方メートルを超えるもの <u>304,000 円</u> イ ア以外の場合 (ア) 100 平方メートル以内のもの <u>78,000 円</u> (イ) 100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの <u>183,000 円</u> (ウ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの <u>293,000 円</u> (エ) 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの <u>579,000 円</u> (オ) 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの <u>1,037,000 円</u>				(キ) 10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの <u>250,000 円</u> (ク) 20,000 平方メートルを超え、30,000 平方メートル以内のもの <u>311,000 円</u> (ケ) 30,000 平方メートルを超えるもの <u>336,000 円</u> イ ア以外の場合 (ア) 100 平方メートル以内のもの <u>68,000 円</u> (イ) 100 平方メートルを超え、500 平方メートル以内のもの <u>160,000 円</u> (ウ) 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの <u>255,000 円</u> (エ) 1,000 平方メートルを超え、2,500 平方メートル以内のもの <u>504,000 円</u> (オ) 2,500 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの <u>903,000 円</u>
--	--	--	--	--	--	--	--

			(カ) 5,000 平方メートルを超え、 10,000 平方メートル以内のもの 1,782,000 円 (キ) 10,000 平方メートルを超え、 20,000 平方メートル以内のもの 3,296,000 円 (ク) 20,000 平方メートルを超え、 30,000 平方メートル以内のもの 4,710,000 円 (ケ) 30,000 平方メートルを超えるもの 5,770,000 円				(カ) 5,000 平方メートルを超え、 10,000 平方メートル以内のもの 1,552,000 円 (キ) 10,000 平方メートルを超え、 20,000 平方メートル以内のもの 2,872,000 円 (ク) 20,000 平方メートルを超え、 30,000 平方メートル以内のもの 4,106,000 円 (ケ) 30,000 平方メートルを超えるもの 5,032,000 円
72	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に 100 分の 50 を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、71 の項(1)のアの(ア)から(ケ)まで又はイの(ア)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71 の項(1)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額）、当該計	72	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	長期優良住宅建築等計画変更認定申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に 100 分の 50 を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、71 の項(1)のアの(ア)から(ケ)まで、イの(ア)から(ケ)まで又はウの(ア)から(ケ)までに掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71 の項(1)のアの(ア)、イの(ア)

	宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、71の項(2)のアの(ア)から(ケ)まで又はイの(ア)から(ケ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71の項(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)		宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		又はウの(ア)に掲げる額)、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、71の項(2)のアの(ア)から(ケ)まで又はイの(ア)から(ケ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、71の項(2)のアの(ア)又はイの(ア)に掲げる額)(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について35の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに18の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について35の4又は35の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、変更認定申請戸数で除した額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
73	長期優良住宅の普及	認定を受けた長期優	1件につき <u>2,300円</u>		73	長期優良住宅の普及	認定を受けた長期優 <u>2,100円</u>

	の促進 に關す る法律 第9条 第1項 又は第 3項の 規定に 基づく 譲受人 を決定 した場 合又は 管理者 等が選 任され た場合 におけ る長期 優良住 宅建築 等計画 の変更 の認定 の申請 に対す	良住宅 建築等 計画に 基づく 建築に 係る住 宅の譲 受人を 決定し た場合 又は管 理者等 が選任 された 場合の 当該計 画の変 更認定 申請手 数料			の促進 に關す る法律 第9条 第1項 の規定 に基づ く譲受 人を決 定した 場合 における 長期優 良住宅 建築等 計画の 変更の 認定の 申請に 対する 審査	良住宅 建築等 計画に 基づく 建築に 係る住 宅の譲 受人を 決定し た場合 の当該 計画の 変更認 定申請 手数料	
--	--	---	--	--	---	--	--

	る審査		
74	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき <u>2,300 円</u>
75	…略…	…略…	……略……

74	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき <u>2,100 円</u>
75	…略…	…略…	……略……

附 則

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。

- 2 この条例による改正前の立川市事務手数料条例（以下「旧条例」という。）別表第1の72の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例別表第1の72の項中「、イの(ア)から(ケ)まで又はウの(ア)から(ケ)まで」とあるのは「又はイの(ア)から(ケ)まで」と、「、イの(ア)又はウの(ア)」とあるのは「又はイの(ア)」と読み替えるものとする。